

青梅市立新町小学校 学校いじめ防止基本方針（令和6年度版）

令和6年4月
青梅市立新町小学校
校長 塚田 直樹

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

本校では、全教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係で済む児童はない。」との認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく、楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめ防止対策推進法にのっとり、『**青梅市立新町小学校 学校いじめ防止基本方針**』を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、法規にのっとり、以下の4つのポイントをあげる。

- ① 学校に関わる教職員・児童すべての人がいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりおよび学習指導・学級経営に努める。
- ② 児童が教職員や周囲の友人との信頼関係を築く中で、安全・安心に生活できる環境作りに努める。
- ③ 児童一人一人が大切にされているという実感をもたせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。
- ④ 児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校（学級）づくりや教育活動を推進する。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作り

ア いじめゼロ宣言

いじめゼロ宣言を目指した新町中学校区内【新町中学校、藤橋小学校、新町小学校】での児童・生徒会活動の実践を推進するとともに、毎年実施の『青梅市のいじめゼロ宣言リモート会議』や校区内三校の児童会・生徒会の話し合いや提言を実行する。

イ 新町中学校区内における共通の取組

いじめ防止に向けた運動（ポスター等作成）を年間通じて掲示し、児童生徒へいじめのゼロに向けた意識の向上を図る。また、新たな取組や児童・生徒の活動を継続的に実施、推奨する。

(2) 児童一人一人を大切にし、児童の自己肯定感、自己有用感を育てるための教育活動の推進

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。児童一人一人が大切にされているという実感がある学級づくりを学級経営・専科経営の柱の一つとする。

イ 児童の活動や努力の過程を認め、自己肯定感・自己有用感を育む授業づくりを意識し、実践する。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や携帯電話等のデジタル機器の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめ発見・早期対応

ア いじめ防止マニュアルを活用して、それに準じていじめ問題に関わる問題に対応する。

イ 青梅市いじめ調査を定期的に実施（年4回）し、児童の小さなサイン・悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見に努める。

ウ 東京都教育委員会実施のふれあい月間内での指導や調査を基に、いじめ防止の活動を推進するとともに、その活動の適切な評価を行い、児童の悩みや人間関係の把握の状況を正確にチェックする。

(2) いじめ防止や早期解決のために、全職員が連携し、問題解決に努める。

ア 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに日々の学校生活の中で努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。年間3回以上のいじめに関する研修会を開催し、いじめ防止や早期解決のための認識や方法の研修をする。

イ 青梅市（東京都）いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

ウ いじめを発見した場合には、学級や当該学年だけで抱え込むのではなく、校長以下、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応策を考え、役割分担を明確にして、迅速に対応や指導に当たる。

エ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめをしている児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

(3) いじめに対する措置

ア 児童、その保護者（その他の者）から、いじめについての相談（発見・通報）を受けたら、教育委員会に報告し、『いじめ防止対策委員会』を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者からの協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携をしていじめ対策やいじめの未然防止に取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、二度といじめを見過ごさない、生み出さない学校運営や集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等関係諸機関とも連携して行う。

4 いじめによる重大事態への対応

- (1) いじめられた児童の安全確保
- (2) 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告する。
- (3) 青梅市教育委員会が実施する調査に協力する。
- (4) 調査の結果については、いじめを受けた児童の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 学校いじめ防止対策委員会
校長 副校長 主幹教諭（生活指導主任） 学校教育相談担当 生活指導部いじめ担当 3名(低学年・中学年・高学年)、スクールカウンセラー、学校長が認めた者で構成する。
- (2) 生活指導部
いじめ担当(低学年・中学年・高学年から各 1 名以上の担当者を配置する)

6 家庭や地域、関係機関との連携

- (1) いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の指導や取組についての情報を知らせるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで問題の解決や対応に当たらない。
- (2) いじめられている児童が学校や家庭に相談できない場合は、「青梅市教育相談所」「東京都いじめ相談ホットライン」「24 時間子供 SOS ダイヤル」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するように促す。
- (3) いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。
- (4) PTA や学校運営連絡協議会・新町地区青少年対策委員会等でいじめ問題や地域の子供たちの健全育成について話し合いの場を作り、情報交換を行う。各種団体や専門家と協力して対応する。
- (5) 青梅市教育相談所やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、校内教育相談担当者と連携しながら組織的に対応する。

7 その他

- (1) いじめ未然防止を含めた児童理解に関する特別支援全体会を年 3 回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 『青梅市立新町小学校 学校いじめ防止基本方針』を、保護者へ配布し、ホームページに掲載・周知する。
- (3) 長期休業中の事前・事後の生活指導等を行い、休業中のいじめ防止にも事前に取り組む。
- (4) 年間 10 回程度行われる職員会議や毎週火曜日に実施する生活指導夕会等で、児童の生活指導に関する情報交換を綿密に行い、いじめや児童の人間関係に関する情報の共有化を図る。

8 いじめ問題への取組の年間計画

(S C…スクールカウンセラー)

	情報収集 児童理解	未然防止・早期発見の取組	対策会議・教職員の取組	保護者・地域との連携 (予定含む)
4月	担任間での引継ぎ（児童理解）学年での情報共有	SC や相談室のことを児童・保護者への周知 発育測定（身体測定）	校内組織の決定 仕事内容確認、分担 特別支援全体会①	学年保護者会
5月			特別支援全体会②	学校公開 PTA 総会（紙面開催）
6月	青梅市いじめ調査① 東京都ふれあい月間①	あいさつ運動(三校)	いじめ防止対策委員会 東京都ふれあい月間	学校運営連絡協議会
7月	いじめ調査結果を基にした 指導や児童観察 コミュニケーション週間で の保護者面談		いじめゼロ宣言スローガン 決定（オンライン会議）	PTA 校外パトロール（予定） コミュニケーション週間
9月	長期休業明けの授業観察 青梅市いじめ調査②	発育測定（身体測定）	特別支援教育研修会 (いじめ防止を含む) 道徳授業地区公開講座 いじめ防止対策委員会 宣言（スローガン）の HP 掲載	PTA 校外パトロール
10月	2 学期後半に向けての授業観察			
11月	青梅市いじめ調査③ 東京都ふれあい月間②	あいさつ運動(三校)	東京都ふれあい月間 いじめ防止対策委員会	学校運営連絡協議会 PTA 校外パトロール（予定）
12月	いじめ調査結果を基にした 指導や児童観察		いじめ根絶に向けた取組に ついて報告書にまとめ提出	保護者、教職員の学校教育活動アンケート
1月	長期休業明けの授業観察	発育測定（身体測定） 道徳授業地区公開講座		学校公開（道徳授業地区公開講座） 学校関係者評価
2月	青梅市いじめ調査④	あいさつ運動(三校)	特別支援全体会③ いじめ防止対策委員会	学校運営連絡協議会 保護者、教職員のアンケート結果公表（予定）
3月	担任間での引継ぎ（児童理解）			PTA 校外パトロール（予定）
通年	・子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築 ・生活指導夕会やいじめ防止対策委員会などにおける情報共有と組織的対応	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○職員会議・生活指導夕会の定期的な開催 ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○臨時いじめ防止対策委員会の開催 ○いじめ未然防止のための研修		地域の取組の推進